

令和8年度 矢巾町納税カレンダー

税等の種類	納付する月												納税義務者について	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
固定資産税	第1期 4月30日			第2期 7月31日		第3期 9月30日		第4期 11月30日						毎年1月1日現在に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している所有者等が納付します。
軽自動車税		全期 6月1日												毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪小型自動車・軽自動車を登録している人が納付します。
町県民税・森林環境税 （普通徴収）			第1期 6月30日		第2期 8月31日		第3期 11月2日		第4期 12月25日					毎年1月1日現在において、矢巾町内に住所があり、前年に所得等があった人が納付します。
国民健康保険税 （普通徴収）				第1期 7月31日	第2期 8月31日	第3期 9月30日	第4期 11月2日	第5期 11月30日	第6期 12月25日	第7期 2月1日	第8期 3月1日			国民健康保険に加入する人の属する世帯主が納付します。
介護保険料 （普通徴収）				第1期 7月31日	第2期 8月31日	第3期 9月30日	第4期 11月2日	第5期 11月30日	第6期 12月25日	第7期 2月1日	第8期 3月1日			65歳以上の方で、年金から天引きできない方は納付書で納付します。
後期高齢者医療保険料 （普通徴収）				第1期 7月31日	第2期 8月31日	第3期 9月30日	第4期 11月2日	第5期 11月30日	第6期 12月25日	第7期 2月1日	第8期 3月1日			75歳以上の方で、年金から天引きできない方は納付書で納付します。

※ご注意：毎月の末日が納期限（12月を除く）となりますが、土・日・祝日に当たる場合は翌平日が納期限となります。

皆さまの期限内納税により、町の財政は成り立っています。

厳しい財政情勢の中、町民の皆さまには納期内納付にご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

町の財政は、皆さまが納めている町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの町税により成り立っています。

町では、安心・確実な納税方法として口座振替を推進しています。申込手続は町内各金融機関の窓口にて簡単に出来ます。

（※口座振替依頼書は、税務課窓口及び町内各金融機関窓口にて備え付けています。また、申込みの際は通帳と口座の届出印が必要となります。）

※ 口座振替ご利用の方で領収書一括発行希望の際の領収書発送時期

税目	発送時期	税目	発送時期
町県民税・森林環境税	1月下旬	国民健康保険税	1月下旬
固定資産税	1月下旬	介護保険料	1月下旬
軽自動車税	6月上旬	後期高齢者医療保険料	1月下旬